

自由金利型定期預金（M型）規定〔単利型〕

島根銀行

1（預金の支払時期）

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」という。）は、証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2（証券類の受入れ）

共通規定 1.（証券類の受入れ）参照。

3（利 息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払は次によります。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。ただし、預入期間が2年以上3年未満のものについては、預入日の1年後の応当日を「中間利払日」とします。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A、現金で受取る場合には、当行所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

B、預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

C、定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする預入期間1年の自由金利型定期預金（M型）とし、その利率は中間利払日における当行所定の利率を適用します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息を満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた別表1の掛け目に約定利率を乗じた利率（小数点第4位以下は切捨て。解約日における普通預金利率を下回る場合には、解約日における普通預金利率。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。（期限前解約利息が中間払い利息を下回る場合はこの預金から差し引くこととします。）

（4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4（反社会的勢力との取引拒絶）

共通規定 5.（反社会的勢力との取引拒絶）参照。

5（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

6 (届出事項の変更、証書の再発行等)

共通規定 2. (届出事項の変更、証書の再発行等) 参照。

6-2. (成年後見人等の届け出)

共通規定 2-2. (成年後見人等の届け出) 参照。

7 (印鑑照合)

共通規定 3 (印鑑照合) 参照。

8 (譲渡、質入れの禁止)

共通規定 4 (譲渡、質入れの禁止) 参照。

9 (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、上記 3 の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金のみを解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

10 (通知等)

共通規定 6 (通知等) 参照。

11 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

共通規定 7 (保険事故発生における預金者からの相殺) 参照。

12 (規定の変更)

共通規定 8 (規定の変更) 参照。

以上

自動継続自由金利型定期預金 (M型) 規定 [単利型]

島根銀行

1 (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金 (M型) (以下「この預金」という。) は、証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金 (M型) に自動的に継続します。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日 (継続をしたときはその満期日) までにその旨を申出てください。
この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2 (証券類の受入れ)

共通規定 1. (証券類の受入れ) 参照。

3 (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下3.(2)においても同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および証書記載の利率(継続後の預金については上記1.(2)の利率。以下これらを「約定利率」という。)によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」という。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

ただし、預入期間が2年以上3年未満のものについては、預入日の1年後の応当日を「中間利払日」とします。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自動継続自由金利型2年定期預金(M型)」という。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

②中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息(以下「満期払利息」という。)は満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②自動継続自由金利型2年定期預金(M型)の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A、預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B、中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にする預入期間1年の自由金利型定期預金(M型)(以下「中間利息定期預かり金」という。)とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金の組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金(M型)に継続します。

③預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④利息を指定口座へ入金できず、現金で受取る場合には、当行所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた別表1の掛目に約定利率を乗じた利率(小数点第4位以下は切

捨て。解約日における普通預金利率を下回る場合には、解約日における普通預金利率。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を精算します。(期限前解約利息が中間払い利息を下回る場合はこの預金から差し引くこととします。)

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4 (反社会的勢力との取引拒絶)

共通規定5。(反社会的勢力との取引拒絶)参照。

5 (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、証書とともに提出してください。なお、総合口座定期等通帳式の場合は、当行所定の元利金請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

6 (届出事項の変更、証書の再発行等)

共通規定2。(届出事項の変更、証書の再発行等)参照。

6-2.(成年後見人等の届け出)

共通規定2-2。(成年後見人等の届け出)参照。

7 (印鑑照合)

共通規定3(印鑑照合)参照。

8 (譲渡、質入れの禁止)

共通規定4(譲渡、質入れの禁止)参照。

9 (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、上記3の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

①中間利息定期預金の内容については別途連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。

③中間利息定期預金のみを解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

10 (通知等)

共通規定6(通知等)参照。

11 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

共通規定7(保険事故発生時における預金者からの相殺)参照。

12 (規定の変更)

共通規定8(規定の変更)参照。

以上

自由金利型定期預金(M型)規定(複利型)

島根銀行

1（預金の支払時期）

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」という。）は、証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2（一部解約）

この預金は、証書記載の据置期間満了日翌日から満期日前日までの間で元金の一部について解約することができます。

一部解約の金額は1万円以上、1万円単位とし、解約後の元金額が1万円未満にならないものとします。

3（証券類の受入れ）

共通規定1.（証券類の受入れ）参照。

4（利息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書記載の利率（以下「約定利率」という。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）この預金を第6条第1項により満期前に解約する場合は、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた別表1の掛目に約定利率を乗じた利率（小数点第4位以下は切捨て。解約日における普通預金利率を下回る場合には、解約日における普通預金利率。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

（4）一部解約の利息計算は、前記4.（利息）（3）期限前解約利息の算出方法と同様とします。一部解約により元金が300万円未満となった場合、当該一部解約日以降の利息は、預入日時点の自由金利型定期預金（M型）300万円未満の利率によって計算します。

（5）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5（反社会的勢力との取引拒絶）

共通規定5.（反社会的勢力との取引拒絶）参照。

6（預金の解約、書替継続）

（1）この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期前に解約することはできません。

（2）この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、証書とともに提出してください。

（3）一部解約の場合は、当行所定の元利金請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

7（届出事項の変更、証書の再発行等）

共通規定2.（届出事項の変更、証書の再発行等）参照。

7-2.（成年後見人等の届け出）

共通規定2-2.（成年後見人等の届け出）参照。

8（印鑑照合）

共通規定3（印鑑照合）参照。

9（譲渡、質入れの禁止）

共通規定4（譲渡、質入れの禁止）参照。

10（通知等）

共通規定6（通知等）参照。

11（保険事故発生時における預金者からの相殺）

共通規定7（保険事故発生時における預金者からの相殺）参照。

12（規定の変更）

共通規定8（規定の変更）参照。

以上

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）

島根銀行

1（自動継続）

- （1）自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」という。）は、証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。
- （2）この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- （3）継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2（一部解約）

この預金（総合口座担保定期は不可）は、証書記載の据置期間満了日翌日から満期日前日までの間で元金の一部について解約することができます。

一部解約の金額は1万円以上、1万円単位とし、解約後の元金額が1万円未満にならないものとします。

3（証券類の受入れ）

共通規定1.（証券類の受入れ）参照。

4（利息）

- （1）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書記載の利率（継続後の預金については上記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」という）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず、現金で受取る場合には、当行所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。
- （2）継続を停止した場合のこの預金の利息は満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- （3）この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をした時は最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた別表1の掛目に約定利率を乗じた利率（小数点第4位以下は切捨て。解約日における普通預金利率を下回る場合には、解約日における普通預金利率。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
- （4）一部解約の利息計算は前記4.（利息）（3）期限前解約利息の算出方法と同様とします。

一部解約により元金が300万円未満となった場合、当該一部解約日以降の利息は預入日時点の自由金利型定期預金（M型）300万円未満の利率によって計算します。

（5）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5（反社会的勢力との取引拒絶）

共通規定5.（反社会的勢力との取引拒絶）参照。

6（預金の解約、書替継続）

（1）この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

（2）この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、証書とともに提出してください。なお、総合口座定期等通帳式の場合は、当行所定の元利金請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください

（3）一部解約の場合は、当行所定の元利金請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

7（届出事項の変更、証書の再発行等）

共通規定2.（届出事項の変更、証書の再発行等）参照。

7-2.（成年後見人等の届け出）

共通規定2-2.（成年後見人等の届け出）参照。

8（印鑑照合）

共通規定3（印鑑照合）参照。

9（譲渡、質入れの禁止）

共通規定4（譲渡、質入れの禁止）参照。

10（通知等）

共通規定6（通知等）参照。

11（保険事故発生時における預金者からの相殺）

共通規定7（保険事故発生時における預金者からの相殺）参照。

12（規定の変更）

共通規定8（規定の変更）参照。

以上
令和2年4月1日改定